

千葉市公告第295号

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和2年5月7日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 指定年月日及び番号 令和2年5月7日 第31-19号
- 2 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者住所・氏名 千葉県市原市五井中央東一丁目8番地1
相互住宅株式会社
代表取締役 横田俊司
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 中央区松ヶ丘町14番13の一部
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
6.00m～8.00m	17.59m	-	U-0.25m	